

令和2年
始期契約用
(口座振替)

自転車利用者および未成年者の保護者のみなさまへ

東京海上日動の「個人賠償責任補償」のおすすめ

**自転車
損害賠償責任
保険**
のお知らせ

愛知県内で自転車を利用するすべての方

自転車事故の賠償に備えて

愛知県内の自治体では

加入義務条例 拡大!

【義務】名古屋市、長久手市、豊橋市、豊田市、春日井市 【努力義務】知多市、大府市、豊川市、東海市



自転車事故による死傷者数は 未成年者と高齢者で過半数

“自転車だから事故を起こしても大した事はない”そんな“かるがるしい気持ち”が重大事故につながります。

自転車事故の賠償金額が高額化

賠償金の支払いは、未成年でも免れることはできません。

自転車事故の問われる責任

「刑事上の責任」「民事上の責任」が問われます。

未成年でも賠償義務があります!

自転車事故の判例

賠償額(※)

9,521万円

【事故の概要】

男子小学生(11歳)が自転車で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

(※)賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

個人賠償責任補償

個人賠償責任補償に加入することで、自転車事故により他人の身体を傷つけたり、物を壊したりしたことに
よる法律上の賠償責任を補償することができます。自転車事故の被害者の救済や加害者の経済的負担の
軽減のため、個人賠償責任補償への加入をご検討ください。

1 プランは2種類

年間保険料 **1,800円**と1,590円

種類	Aタイプ	Bタイプ
年間の保険料	1,800円	1,590円
保険金額 (補償金額)	国内	1億円
	国外	1億円

※ご加入口数は1口のみです。 ※家族型での引受けとなります。
※免責金額(自己負担額)はありません。

2 安心の示談交渉サービス(国内のみ)

国内で事故を起こしてしまった場合は、原則お客様に代わって東京海上日動が示談交渉を実施します。

3 一人の加入で家族全員*が対象

*詳しくは中面の「保険の対象となる方(家族型)」をご確認ください。

4 その他の日常生活における賠償事故も補償



例えば

子供が蹴ったボールが他人に当たりケガをさせた。



例えば

飼い犬が散歩中に、他人に噛みつきケガをさせた。



例えば

買物中、あやまって商品を落として割った。



例えば

誤って線路に立ち入り、電車を止めてしまった。

申込み資格

愛知県内に住んでいるかまたは勤務している方

 **愛知県共済**生活協同組合

個人賠償責任補償(団体総合生活保険)について

日常生活上の偶然な事故で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で借りている物を国内外で壊したり盗まれてしまった等して法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

保険期間

令和2年1月1日午前0時から
令和3年1月1日午後4時まで1年間

ご加入タイプ 右記の“保険の対象となる方”をご確認ください。

A タイプ	国内 無制限 国外 1億円	B タイプ	国内 1億円 国外 1億円
-----------------	--------------------------------	-----------------	--------------------------------

※ご加入口数は1口のみです。※家族型での引受けとなります。
※免責金額(自己負担額)はありません。

加入申込日、補償開始日と保険料

● 団体割引10%適用

加入申込日	補償開始日(令和2年)	保険料		補償月数
		Aタイプ 国内 無制限 国外 1億円	Bタイプ 国内 1億円 国外 1億円	
令和1年	11月末日まで	1,800円	1,590円	(1年間分)
	12月末日まで	1,650円	1,460円	(11ヶ月間分)
令和2年	1月末日まで	1,500円	1,330円	(10ヶ月間分)
	2月末日まで	1,350円	1,190円	(9ヶ月間分)
	3月末日まで	1,200円	1,060円	(8ヶ月間分)
	4月末日まで	1,050円	930円	(7ヶ月間分)
	5月末日まで	900円	800円	(6ヶ月間分)
	6月末日まで	750円	660円	(5ヶ月間分)
	7月末日まで	600円	530円	(4ヶ月間分)
	8月末日まで	450円	400円	(3ヶ月間分)
	9月末日まで	300円	270円	(2ヶ月間分)
	10月末日まで	150円	130円	(1ヶ月間分)

※このパンフレットでのお申込みは、令和2年10月末日までとします。
11月1日以降のお申込みをご希望の方は、組合まで加入申込書をご請求ください。

申込み手続きと保険料等の払込方法(一時払)

このパンフレットの加入申込書に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、組合へ郵送してください。左記の表に従い加入申込日(郵送の場合は消印日)により保険料が決まります。組合が加入申込書を受理した場合に、出資金(100円)と保険料を加入申込日の翌月21日に指定の預貯金口座から振り替えます。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

※補償開始日は組合が加入申込書を受理し、保険料等の支払いを受けた後に左記の表に従います。

保険の対象となる方(家族型)

ご本人*1

ご本人*1の配偶者*2

ご本人*1
またはその配偶者*2の
同居のご親族*3

ご本人*1
またはその配偶者*2の
別居の未婚*4のお子様

*1 愛知県経済生活協同組合の組合員であり、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*3 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)

*4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※賠償責任に関する補償において、ご本人*1が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

団体総合生活保険 補償の概要等(賠償責任に関する補償)

個人賠償責任補償特約

保険金をお支払いする主な場合

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 電車等*1を運行不能にさせた場合
- 国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。.)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

*2 以下のものは受託品には含まれません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

等

保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 - ・ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - ・ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
 - ・ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - ・ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
 - ・ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - ・ 受託品の電気的事故または機械的故障
 - ・ 受託品の置き忘れまたは紛失*4
 - ・ 詐欺または横領
 - ・ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
 - ・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

サービスのご案内 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

○サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
○サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付^{*1}

0120-708-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

^{*1} 予約制専門医相談は、事前に予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

^{*2} 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

【受付時間】

いずれも土日祝日、
年末年始を除く

- 法律相談 10:00~18:00
- 税務相談 14:00~16:00
- 社会保険に関する相談 10:00~18:00
- 暮らしの情報提供 10:00~16:00

- 法律、税務相談^{*1}
- 社会保険に関する相談^{*2}
- 暮らしの情報提供

^{*1} 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

^{*2} 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■ご注意ください(各サービス共通)

○ご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、○ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、○一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。○各サービスは、東京海上日動がグループ

介護アシスト

自動セット

0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

【受付時間】

いずれも土日祝日、
年末年始を除く

- 電話介護相談 9:00~17:00
- 各種サービス優待紹介 9:00~17:00

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

○インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

www.kaigonw.ne.jp

電話介護相談

●ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

^{*1} お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介^{*2}

●「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて、優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

※ お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

^{*2} 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

会社または提携会社を通じてご提供します。○メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

^{*1} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

^{*2} 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容になっていることを再度ご確認ください。加入申込書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

この保険は、愛知県共済生活協同組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として愛知県共済生活協同組合が有します。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

愛知県共済生活協同組合とは

愛知県共済生活協同組合は、県民一人ひとりの生活文化の向上を目指し、多様化する万一の災害に備え、お互いが経済的に助け合うしくみとして、1967年(昭和42年)に設立した営利を目的としない団体です。生活に密着した事業を展開し、県民の皆様のご理解とご協力に支えられ、1993年(平成5年)には厚生大臣表彰を与えられました。

ご加入時のお問い合わせ先(幹事代理店)



愛知県共済生活協同組合

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)

0120-08-5555

〒460-0025 名古屋市中区古渡町11番33号
<http://www.aichi-kyosai.or.jp>



契約内容変更、事故時のお問い合わせ先(非幹事代理店)

東京海上日動パートナーズ東海北陸本店
名古屋市中区錦3丁目1番1号 十六銀行名古屋ビル14階
TEL:052-973-3883(受付時間:平日9:00~18:00)

事故時のお問い合わせ先

東京海上日動安心110番 0120-119-110
(受付時間:24時間365日)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当部署:愛知公務金融部
名古屋市中区丸の内2丁目20-19
TEL:052-201-2046(受付時間:平日9:00~17:00)